

葉山町議会議長 伊東 圭介殿

cc 葉山町町長 山梨 崇仁殿

「町民参加条例(仮称)」設定の陳情

1. 陳情趣旨

葉山町には「パブリックコメント手続きに関する要綱」があり、その目的と内容は立派であるが、これに関する条例が無く運用面での親切性・丁寧性・具体性に欠けており、その目的達成の為に例えば「町民参加条例」のような条例の設定を求める。

2. 陳情理由

①上記要綱はパブリックコメントの理念・概要であり、パブリックコメントにとって最も肝心である「新たな施策案を事前に広く町民に説明する」為の方策が、町のHPと広報はやまへの記載と役場での閲覧だけでは不十分である。

日常の町民生活に係る新たな施策に関する町民意見の募集に当たっては、制度設計(案)の段階で説明会開催等により町民に対する対面の説明会をしっかりと行うべきであり、それをせずにパブリックコメントを実施するのは不親切である。

②例として逗子市には「市民参加条例」(資料 i)があり、今回の生ごみ処理施策については別紙の通り、制度設計(案)の段階で市民に対して丁寧な説明会を開催した後にパブリックコメントを行っている(資料 ii)。

なお「市民協働課」が「市民参加所条例」に基づいてパブリックコメント等の進捗状況をチェックする仕組みが出来ている。

令和6年8月27日

NPO 法人葉山町民オンブズマン

代表理事 庄武 和敏

葉山町堀内1735-109

電話 046-875-3881

事務局 酒井 重成

葉山町堀内483-1-209

電話 046-876-2573

